

会 議 録

会議の名称	第3回和泉市文書管理委員会
開催日時	令和7年12月24日(水) 13時30分 から 15時 まで
開催場所	和泉市役所本館5階 5A会議室
出席者	<p>[構成員] 島田克彦会長、森口佳樹会長職務代理、菅真城委員、佐々木和子委員、島田佳代子委員</p> <p>[事務局] 大槻教育長、辻教育次長兼生涯学習部長、森下生涯学習部次長兼文化遺産活用課長、山千代文化遺産活用課長補佐兼係長、村上文化遺産活用課主事、山下文化遺産活用課市史編さん室職員、高垣総務管財室総務担当課長、澤田総務管財室総括主査、松阪総務管財室主任</p>
会議の議題	和泉市特定歴史公文書の利用等に関する規則について 和泉市公文書の管理等に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準について
会議の要旨	答申案及び制度の運用について意見交換を行った。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他 ()
その他の必要事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1. 諮問書の交付

【大槻教育長】

○和泉市特定歴史公文書の利用等に関する規則（以下、規則という。）及び和泉市公文書の管理等に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準（以下、審査基準という。）について諮問する。

【島田会長】

○教育委員会からの諮問を受け、規則及び審査基準について、審議をする。

2. 事務局から制定の経緯、制定する規則及び審査基準の事務局案、制度の運用等についての説明

3. 答申案及び制度の運営について意見交換

【島田会長】

○事務局から和泉市公文書の管理等に関する条例（以下、条例という。）に基づく、規則の案及び審査基準の案が示された。

○これについて、委員よりご発言をいただきたい。

【菅委員】

○規則案第 19 条に定める「簡便な方法による利用等」を実現するために、事務局はどのような準備を想定しているのか。

【事務局】

○教育委員会において特定歴史公文書の管理等を管掌する文化遺産活用課（以下、担当課という。）が、歴史公文書の移管を受け、又は引き続き保存する際に、その内容を事前審査する。

○事前審査に基づき、規則案第 8 条に定める特定歴史公文書の目録において、簡便な方法による利用の可否を記載する。

【菅委員】

○大阪大学アーカイブズは、独立行政法人大阪大学の施設であることから、公文書等の管理に関する法律（以下、法という。）第 2 条第 3 項第 2 号に規定される「国立公文書館等」に指定されており、大阪大学アーカイブズ特定歴史公文書等利用等規程第 3 条第 2 項第 3 号に基づく利用制限事由の該当性に関する事前審査の方針は、内閣府に報告することとなっている。

○規則案第 3 条第 2 項第 3 号では、利用制限情報の該当性に関する事前審査のことが定められている。

事前審査の方針については、本委員会にも報告してもらいたい。

○事前審査については、担当課の事務負担も少なくないと思う。どのように考えているのか。

【事務局】

○事前審査の方針については、委員会にも報告するよう検討したい。

○事前審査に係る担当課の負担は少なくないが、制度を適正に運用するために、正確かつ詳細な審査に努めたい。

【島田（佳）委員】

○条例第13条第2項には「時の経過を考慮する」と規定されるが、どのような基準で「考慮」するのか。

【事務局】

○特定歴史公文書を利用させるか否かを決定するにあたっては、利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方、いわゆる「30年ルール」を踏まえる。この考え方は、近隣の先行自治体である大阪市をはじめ、独立行政法人国立公文書館、自治体、機関等において踏襲されている。

○30年を経過しても、なお個人の権利利益を害するおそれのある場合には、30年よりも多くの年数の間、当該特定歴史公文書の利用を制限する。

【島田（佳）委員】

○審査基準案の別表「30年を経過した特定歴史公文書に記録されている個人情報について」では、30年を経過しても、50年、80年、110年を超える適切な年の間は、当該特定歴史公文書の利用を制限すると定められる。これらの年数はどのような根拠に基づくのか。

【事務局】

○審査基準案の別表は、独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準等を踏襲したものである。

【菅委員】

○事務局が例示した独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準は、個人情報の内容と記載されてからの年数の経過、さらに当該個人情報が公にされた場合の影響等について想定し、策定されたものと理解している。

【佐々木委員】

○審査基準案の別表に該当する特定歴史公文書の存在はどのような形で公開されるのか。

【事務局】

- 規則案第 8 条第 1 項第 3 号では、特定歴史公文書の目録において、簿冊等の名称には条例第 13 条第 1 項に掲げる情報は記載しないと規定している。
- 和泉市情報公開条例第 7 条（公文書の存否に関する情報）の考え方に留意しつつ、先行する自治体や機関における制度の運用も参照し、本市における運用のあり方を検討したい。

【佐々木委員】

- 特定歴史公文書を利用する立場を想定した場合、特定歴史公文書の目録において、その内容が判明しなければ、目録としての意味をなさないのではないか。また、特定歴史公文書の存否自体も重要な情報であり、存在するはずの特定歴史公文書が、存在しなかったことにされてしまうのは、憂慮すべき事態である。
- すでに昭和戦中期の公文書は、作成され、又は取得されてから 80 年を経過しつつあり、各地の公文書館等においては、審査基準案別表と同様の考え方に基づいて、これを利用させるか否かの判断が行われている。
- 特定歴史公文書の目録は、情報公開とは異なる考え方に基づいて作成されるべきではないか。

【事務局】

- 佐々木委員のご指摘を受けて、特定歴史公文書の目録について考え方を整理し、次回の委員会において方針を示したい。

【森口委員】

- 規則案第 19 条に規定する「簡便な方法による利用等」については、条例のどの条文に基づくのか。
- 規則案第 8 条第 1 項第 9 号に定められる「簡便な方法による利用の可否」の目録記載情報は、目録の作成を規定する条例第 11 条第 4 項に基づくといえるのか。基づかない場合、「簡便な方法による利用」を可とする特定歴史公文書の目録を、別に作成するという事か。
- 「簡便な方法による利用等」が、申込の即日利用を可能とする場合、担当課の事務負担は問題ないのか。

【事務局】

- 「簡便な方法による利用等」は、条例第 22 条に規定する利用の促進に基づくものである。
- 特定歴史公文書の目録において「簡便な方法による利用の可否」を記載するのであり、別に目録を作成するものではない。
- 地積図をはじめとする一部の特定歴史公文書については、条例制定以前から、申込を受理した即日による利用を提供してきた経緯もある。運営に係る事務負担も見据えながら、簡便な方法による利用を可とする特定歴史公文書を選定していきたい。

【菅委員】

- 規則案第 27 条に規定する特定歴史公文書の廃棄に関して、書庫の狭隘化といった実務的な懸念も想定される。受入れから数十年後に評価選別をやり直すことも検討してはどうか。

- 規則案第 29 条では、紛失等があった場合に利用請求者が教育委員会に報告することが定められるが、利用請求者が特定歴史公文書に記載される情報を適切に取扱わなかった場合の対応については、どのように考えているのか。
- 特定歴史公文書の利用者の責務については、内閣府が示す「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（以下、ガイドラインという。）にも規定がなく、和泉市に限らず一般的な問題として、検討の余地を残している。

【事務局】

- 条例においては、特定歴史公文書に対する再度の評価選別を規定していない。
- 書庫が狭隘化する懸念もある。他方で本市においては電子決裁が導入されているため、紙による特定歴史公文書の移管点数は逡減するものと想定する。
- 利用者の責務については、他の委員からも意見をうかがいたい。

【佐々木委員】

- 利用者の責務については、市の姿勢として何らかの形で規定してよいのではないか。
- 情報発信をめぐる状況は日々変化しており、時代に即した制度設計が必要ではないか。

【森口委員】

- 地方自治法第 14 条第 2 項においては「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」と規定される。利用者に義務を負わせるのであれば、条例において規定されるべきではないか。
- 「利用請求者は…に努めるものとする」といった努力義務を定めるのであれば、規則でもよいか。
- 和泉市情報公開条例においては、第 3 条で「実施機関の責務」を定め、第 4 条で「利用者の責務」を定める。このような条文の構成を参照してはどうか。

【佐々木委員】

- 森口委員の見解も踏まえて、規則において「利用者の責務」を定めてはどうか。

【事務局】

- 委員のご指摘をもとに、規則には「利用者の責務」を盛り込むよう検討したい。

【島田会長】

- 現在では個人のスマートフォンで写真を撮影することが一般的に行われている。特定歴史公文書の撮影については、どのように規定するのか。

【事務局】

- 規則案第 12 条に規定する特定歴史公文書利用決定通知書では、利用の方法として、「閲覧又は視聴」

「写しの交付」「写しの送付」を掲げており、このうち撮影は「閲覧」に含まれるものとしている。

【菅委員】

- 内閣府もガイドラインにおいて、撮影は閲覧の一形態とする考え方をとっていると理解される。和泉市においても、事務局の回答どおり、ガイドラインと同様の考え方に立脚してよいのではないか。
- 大阪大学アーカイブズでは、大阪大学アーカイブズ特定歴史公文書等利用細則第 7 条又は大阪大学アーカイブズ歴史資料等利用内規第 14 条の規定に基づき、撮影申込書の様式を定めており、利用請求者が特定歴史公文書を撮影した後に、撮影したコマ数の報告を求めている。

【島田会長】

- 複写や複製物の送付に係る費用はどのように規定するのか。

【事務局】

- 条例第 19 条第 2 項においては、写しの作成及び送付に要する費用は、当該写しの交付を受けるものが負担すると規定しており、規則案第 17 条においては、和泉市情報公開条例施行規則別表を踏襲して、複製物の作成に係る費用を定めている。

【島田（佳）委員】

- 事務局からは、情報公開制度と特定歴史公文書の利用制度との連携について説明がなされた。利用請求者の求める情報が、現用公文書と特定歴史公文書の双方に記載される場合を想定して、原課と担当課との連携が謳われている。この点について、制度設計の意図も含めて具体的に説明してほしい。

【事務局】

- 特定歴史公文書の目録は、たとえば簿冊目録にとどまらず、簿冊に含まれる件名目録まで完備し、さらに件名の内容についても詳細に記載してあれば、利用請求者及び市職員は、利用したい情報の記載された特定歴史公文書にたどり着くことが容易であろう。しかし、担当課の実務負担に鑑みると、目録を充実させる作業は漸次的とならざるを得ない。
- 目録が完備しない状況においてこそ、受入れ段階の事前審査を処理し、特定歴史公文書の全容を把握する担当課による、特定歴史公文書の記載内容に関する機会的な情報提供が重要であると考えます。
- なお規則案第 25 条は、教育委員会による情報提供について規定するものである。

【島田会長】

- 条例第 13 条第 2 項においては、「時の経過を考慮するとともに」、実施機関による意見を「参酌しなければならない」と規定される。この条文は、特定歴史公文書を利用させることを制限する方向に作用するのではないかと。

【事務局】

- 「時の経過を考慮する」ことにより、情報公開とは異なる判断が求められるのであり、特定歴史公文書の利用を制限する方向に作用するとは限らない。
- 「参酌しなければならない」とあるが、特定歴史公文書を利用させるか否かの判断は、あくまでも教育委員会がその責任を負うものである。

【菅委員】

- 法第16条第2項の条文に規定される「時の経過を考慮する」との文言は、法の制定過程において、いわゆる「30年ルール」の適用に代わる表現として採用されたものと理解している。
- もし和泉市において条例を改正するのであれば、「時の経過を考慮する」との表現に代えて、「30年ルール」の考え方に基づく文言にしたほうが、より明快な条文となるのではないか。

【事務局】

- 将来の条例改正については、委員各位の意見をもとに、慎重に検討していきたい。

【菅委員】

- デジタルアーカイブについては、独立行政法人国立公文書館デジタルアーカイブや国立国会図書館がシステムを運用するジャパンサーチとの連携検索の実現も検討していただきたい。

【事務局】

- 令和8年4月に公開を予定する本市のデジタルアーカイブは、菅委員が要望されたように、独立行政法人国立公文書館デジタルアーカイブやジャパンサーチとの連携検索を実装する方向で準備を進めている。

【佐々木委員】

- デジタルアーカイブは、システム構築後のコンテンツやメタデータの充実が重要である。
- デジタルアーカイブの構築時に比して、その後の更新には十分な予算を得られない事例も聞くとこである。和泉市においては、せっきく構築したデジタルアーカイブをより良いものに育て、市民への発信を厚くするためにも、適切な予算措置を要望する。

【島田会長】

- 公開される特定歴史公文書の目録については、簿冊目録にとどまらず、件名目録の公開も期待される。

【事務局】

- デジタルアーカイブによる公開資料の充実については、委員各位の意見をもとに進めていきたい。

【島田会長】

- 本日の会議では、規則案と審査基準案をもとに、制度と実務の両面において議論がなされた。

○他に意見がなければ、事務局と調整しつつ、次回の会議において答申をまとめたい。いかがか。

【委員一同】

○（異議なしの声）

4. 閉会

【島田会長】

○以上をもって、第3回和泉市文書管理委員会を終了する。

〈終了〉